

6. 中小企業金融公庫

1. 設立の経緯

中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和28年8月1日法律第138号）に基づき、同年8月20日に設立された。

（1）設立の背景

戦後における中小企業の極度の金融難に対して金融面における対策を講じる必要性が強く認識され、その対策の方法として、一般市中銀行の金融促進、民間中小企業専門金融機関の強化拡充、政府資金等特殊資金の導入、といった資金供給面における対策と、信用保証及び信用保険のごとき信用補充面における対策との両面から中小企業金融対策が進められた。

すなわち、昭和27年当時は、世界経済の景気後退、国際競争の激化、対日講和条約の発効によるわが国の自立等と内外経済情勢の変化のまつただ中であり、その中でわが国の経済は、朝鮮動乱ブームの反動から景気の後退が著しく、中小企業は、繊維関係の輸出不振、あるいは大企業からの受注減、その下請代金の支払遅延の慢性化等により深刻な経営難にさらされていた。しかも、従来の大企業中心の設備投資の進行から中小企業の設備には陳腐化が目立ち、その合理化の要請が次第に高まりつつあった。

一方、中小企業金融については、民間中小企業専門金融機関の拡充策として昭和26年、相互銀行法及び信用金庫法が施行され、ようやく体制が整備された。また信用補充面でも信

用保険制度及び信用保証協会の業務の進展が見られた。しかしながら、中小企業の金融難は、依然中小企業の経営難の主因となっており、とりわけ長期資金の調達はきわめて困難で制度的にもその途がほとんど開かれていなかった。かかる状況から、財政資金による中小企業への設備資金の供給が、復興金融庫、米国対日見返資金、日本開発銀行による中小企業貸付を通じて行われたが、これらはいずれも中小企業向けの専門長期資金供給機関でなかったため、その役割を十分果しているとはいえず、中小企業向けの長期資金供給のための特別措置を講ずる必要があった。

（2）設立の経緯

昭和27年9月、通産省は中小企業対策として「財政資金200億円程度を銀行に対し金利3分、期間10年程度で貸し付けて、それを財源に金利7分5厘以下で中小企業に融資する措置を講ずるため、特別会計を設ける」構想を明らかにして、中小企業向けの長期資金供給対策の具体案を示した。その後各方面から、商工中金の拡充によつて対処する案、国民公庫または開銀中小事業貸付制度拡充案等の諸案も示されたが、結局、長期貸付の責任を明確にして業務の円滑な遂行を期するためには、農林漁業金融公庫の例にならい中小企業金融公庫を新設する方針が閣議決定された。

中小企業金融公庫法案は、昭和28年3月2日第15回臨時国会に提出されたが、国会解散のため審議未了となり6月13日総選挙後の第16回国会に再提出され、7月22日衆議院、7月

27日参議院で可決成立した。その後、設立準備が精力的に進められ、8月20日登記完了により中小企業金融公庫は設立された。

2. 目 的

中小公庫の目的は、中小企業金融公庫法第1条に「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。」に規定されている。

中小公庫は、生産能力の増強、原価の切下げ、生産率の向上等企業体質改善に資する設備資金の融資に重点を置き、また、増加運転資金、資本構成是正資金等の長期運転資金にも配慮して、長期の資金を供給することを任務としている。

中小企業に対する資金供給機関としては、銀行、相互銀行、信用金庫等の民間金融機関があるが、これらは民間経営であるため、中小企業への長期資金の供給にはその性格からくる制約があり、このため長期的には成長性が見込まれる中小企業であつても民間金融機関からの長期資金の調達が困難となり、資金面から企業の成長が抑制されることになりかねなかつた。このように、民間金融機関の資金では需要に応じきれない長期資金を中小公庫が供給することにより、中小企業の成長可能性を実現させているという意味では、まさに民間金融の補完的役割をもつものであるといえよう。また中小公庫からの資金供給が呼び水の機能を發揮して民間金融機関からの中小企業への資金導入を容易にさせる素地をつくる誘導的役割をも果たしている。さらに経済情勢の変化に伴つて、中小企業政策の重要性が高まるにつれ、金融を通じての中小企業の近代化、構造の高度化がより積極的に進められるようになっている。中小公庫の融資も、政府の産業政策に対応したより積極的な金融措置がとられることにより、政策意図にそつた質的融資の色合いを濃くしてきており、そのために各種の特別貸付を拡充している。

3. 公庫の概況

(1) 資本金

272億1,000万円(全額出資)

資本金の推移 (単位 百万円)

年度末	28	29	30~37	38~40	41~42	43~54
区分						
一般会計	13,000	15,500	16,000	16,000	16,000	16,000
産業投資	1,226	1,226	8,160	8,760	8,910	9,210
特別会計						
計	14,226	16,726	24,160	24,760	24,910	25,210

(2) 機構と定員

イ 役員 8名(任期4年)(56年3月末)

総 裁 1名(公庫を代表し、その業務を総理する。)

副総裁 1名(総裁を補佐し、業務を掌理する。)

理 事 5名(総裁・副総裁を補佐し、業務を掌理する。)

監 事 1名(公庫の業務を監査する。ただし、非常勤監事1名は含まれていない。)

総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

副総裁及び理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

ロ 職 員 1,760名(56年3月末)

ハ 本店・支店

55年度末現在、本店1(東京都)、支店49、出張所6、計56店舗である。

ニ 内部機構

本店の事務機構は総務部、調査部、業務部、事務管理部、営業第一部、営業第二部、審査部、経理部、監査部、庶務部、人事部、検査部、秘書室等12部21課1室から構成されている。

ホ 代理店

代理店として、都市銀行、信託銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合などと貸付業務委託契約を締結しており、昭和56年3月末では852金融機関が代理店となつている。

業務委託金融機関

機 関 名	金融機関総数	代理店数	代理店数 総 数
組合金融機関	2	2	100%
長期信用銀行	3	3	100
都市銀行	13	13	100
信託銀行	7	7	100
地方銀行	61	61	100
相互銀行	70	70	100
信用金庫	460	457	99.3
信用組合	483	239	49.5
合 計	1,099	852	77.5

(注) 1. 組合金融機関とは、商工中金、農林中金を示す。
2. 沖縄を除く。

(3) 原資の動向

統計表(5)原資の構成と推移を参照。

(4) 業務の範囲

イ 中小企業者に対する設備資金及び長期運転資金の貸付
ロ 中小企業投資育成株式会社に対する出資ならびに長期資金の貸付

ハ 中小企業近代化資金等助成法第15条に定める貸与機関(設備貸与機関)に対する貸付

ニ 日本開発銀行から承継した貸付債権の管理回収

(5) 業務の内容

I 公庫貸付

イ 貸付対象

[貸付対象業種(政令指定)]

①製造業 ②鉱業 ③土石採取業

④建設業 ⑤物品販売業 ⑥物品貸付業

⑦不動産賃貸業(除、住宅及び住宅用土地の賃貸)

- ⑧運送業 ⑨運送取扱業 ⑩通運事業
 ⑪倉庫業 ⑫ガス供給業 ⑬印刷業
 ⑭出版業 ⑮写真業 ⑯旅館業
 ⑰理容業 ⑱美容業 ⑲公衆浴場業
 ⑳情報処理サービス業及びソフトウェア業
 ㉑広告業 ㉒映画興行業 ㉓有線テレビジョン放送業
 ㉔運動競技場業 ㉕廃棄物処理業 ㉖自動車教習所業
 ㉗環境計量証明業 ㉘警備業 ㉙旅行業
 ㉚熱供給業 ㉛コンサルタント業

(注) ⑰～⑲及び㉒の業種については、代理貸付のみ。

〔貸付対象者〕

次のいずれかに該当するもの。

- ・ 資本の額または出資の総額が1億円（卸売業は3千万円、小売業・サービス業は1千万円）以下の会社。
- ・ 従業員が300人（卸売業100人、小売業・サービス業は50人、鉱業は1,000人）以下の会社及び個人。
- ・ 中小企業等協同組合、農業協同組合、同連合会、水産業協同組合、森林組合、同連合会、生産森林組合、消費生活協同組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合、同連合会、環境衛生同業小組合、酒造組合、同連合会、同中央会、内航海運組合、同連合会、協業組合、商工組合、同連合会。

ロ 貸付制度

(イ) 貸付の種類

- a 一般貸付……中小企業者一般を対象とする貸付で、(イ)以下に述べる貸付条件が適用される。
- b 特別貸付……近代化及び構造改善の促進ならびに公害防止施設の整備等が特に必要とされる中小企業者に対し、特別の貸付条件を設けている（統計表(8)特別貸付制度一覧参照）。

(ロ) 貸付方式

- a 直接貸付……直接公庫の本支店、出張所の窓口で取扱うもの。
- b 代理貸付……貸付に係るすべての手続を公庫の貸付業務受託金融機関で取り扱うもの。

(ハ) 貸付金の使途

設備資金、長期運転資金

(ニ) 貸付条件（一般貸付の場合、なお特別貸付については統計表(8)を参照）

a 貸付金限度

〔直接貸付〕

- ・ 設備資金 1億8千万円、ただし水運業・倉庫業

及び旅館業ならびに、合併、協業化、共同化、グループ化、業種・品種転換もしくは工場移転のための資金については2億7千万円、簡易ガス事業のための資金については3億円

- ・ 運転資金 9千万円

〔代理貸付〕

- ・ 3千5百万円、ただし、中小企業等協同組合等については7千万円。

b 貸付期間

- ・ 設備資金 原則として1年以上7年以内（据置期間1年以内）

- ・ 運転資金 1年以上5年以内（据置期間1年以内、代理貸6ヵ月以内）

c 貸付利率 年8.3%

d 償還方法 原則として割賦償還

e 担保 原則として担保を徴求する。

f 保証人 原則として連帯保証人を徴する。

Ⅱ 投資育成株式会社に対する出資及び貸付

中小企業者の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業者に対する投資等の事業を行うことを目的とする中小企業投資育成株式会社に対する出資及びその事業運営に必要な長期資金の貸付。

〔貸付条件〕 貸付利率 年 8.02%

貸付期間 10年

Ⅲ 設備貸与機関貸付

設備貸与機関が行う事業に必要な資金について都道府県が国からの補助金を財源の一部としてその必要な資金の2分の1相当額を貸付けた場合、残額について当公庫が貸付けるもので昭和41年度から発足。

〔貸付条件〕 貸付利率 年6.7%

貸付期間 原則として5年以内

貸付金限度 都道府県の貸付額と同額

(6) 貸付状況

55年度における貸付計画（資金交付額）は、18,417億円を予定した。

これに対し、貸付実績は直接貸付8,959億円、代理貸付8,928億円、投資育成株式会社への貸付17億円、設備貸与機関への貸付149億円、計18,054億円（対前年度実績比106.7%）となった。

この結果、55年度末貸付残高は4兆4,594億円（公庫貸付4兆4,087億円、投資育成株式会社貸付110億円、設備貸与機関貸付396億円）となつている（対前年度比115.5%）。